

川口市ふるさと寄附金事業の推進に関する方針

本市は、首都東京に隣接する地理的な特性を活かし、鋳物産業や植木産業などの地場産業をはじめとする多種多様な産業が集積したまちである。市内には歴史と伝統、知恵や工夫によって生み出された質の高い製品と培われてきた技術が溢れている。

本市に住む人、働く人の暮らしを守り支えているこれらの市内産業は、本市がさらに発展し続けるための礎であり、本市の誇る魅力である。

ふるさと寄附金は、「ふるさと」を応援する気持ちを伝えることを趣旨のひとつとして創設された制度である。ふるさと寄附金事業において、市内経済ひいては地域社会への貢献を果たしてきた市産品やサービス等を返礼品等として提供することは、本市の魅力を全国に周知する方策の一つとなるものである。

本方針は、当該事業が「ふるさと川口」の応援に結び付くよう、適正かつ効果的な運用を図り、もって市内経済のさらなる発展の一助となることを目的として定めるものである。

1 定義

この方針において掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 返礼品等 本市に寄附を行った本市の区域内に住所を有さない者に対して提供する物品又は役務であって本市の登録を受けたものをいう。
- (2) 提供事業者 返礼品等を提供する法人、団体又は個人事業者であって本市の登録を受けたものをいう。
- (3) ポータルサイト 本市がふるさと寄附金の申出及び受付を行うために契約した事業者が使用するインターネット上のホームページをいう。
- (4) 運営事業者 本市が契約したポータルサイトの管理、返礼品等の在庫の調整及び配送等の業務を行う事業者をいう。

2 提供事業者の登録の要件

法人、団体又は個人事業者が提供事業者として登録する場合は、次の全てに該当することを要する。

- (1) 関係法令等を遵守していること。
- (2) 物品の生産拠点又は役務の提供場所が本市の区域内にあること。
- (3) 本市の事業に協力した実績のある別に定める市内の産業団体又は経済団体からの推薦又は紹介があること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (4) インターネット環境を有しており、運営事業者との連絡が電子メールで確

実に取り得る状態であること。

- (5) 川口市税に係る申告を申告期限内に行っていること。
- (6) 川口市税を滞納していないこと。
- (7) 法人、団体又は個人事業者に属する者が川口市暴力団排除条例（平成24年条例第52号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (8) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条の処分を受けている団体でないこと。
- (9) 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準（平成7年告示第437号）に基づく指名停止を受けていないこと。

3 返礼品等の登録の要件

返礼品等として登録する場合は、次の全てに該当することを要する。

- (1) 特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等（平成31年4月1日付け総務省告示第179号）に規定する総務大臣が定める基準及びこの告示に関する総務省通知に適合するものであること。
- (2) 公序良俗に反しないものであること。
- (3) 本市の魅力を伝え、イメージ向上や地域経済の活性化に資するものとしてふさわしいものであること。
- (4) 特定の宗教、思想及び信条に関わるものではないこと。
- (5) 科学的根拠のない効果及び効能をうたうものではないこと。
- (6) 業として生産されたものであること。
- (7) 貴金属その他資産性が高いものでないこと。
- (8) 金銭類似性のないものであること。
- (9) 提供事業者が自ら市内で生産、製造した物品又は役務の提供を行うものであること。それ以外の場合は、本市のふるさと寄附金の返礼品等とすることについて生産者等の同意を得ていること。
- (10) キャラクター等を使用する場合は、使用に対する許可権限を持つ者の承諾を得ていること。
- (11) 運営事業者が指定する宅配業者による返礼品等の配送が可能であること。
- (12) 品質が保証されていること。
- (13) 食料品については、原則として発送日から1週間以上の消費期限が保証されること。ただし、返礼品等として登録する前に運営事業者と調整している場合は、この限りでない。
- (14) 役務を提供する場合は、その役務が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風

俗営業に当たるものではないこと。

(15) 役務を提供する場合は、安全性の配慮に努めること。

(16) 役務を提供する場合は、返礼品等として登録する前に本市と調整すること。

4 返礼品等の価格等

(1) 返礼品等の価格は、提供事業者が決定する。

(2) 返礼品等の価格の算定にあたっては、送料を含めず、返礼品等に係る消費税及び梱包等の必要経費を含める。

(3) 返礼品等の価格の上限は500,000円、下限は1,000円とする。

(4) ポータルサイトに掲載する寄附金額は、(1)により決定した価格を基に本市が決定する。

5 返礼品等の登録数の上限

提供事業者1者あたりの返礼品等の登録数の上限は、別に定める。

6 返礼品等の登録の取消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、返礼品等の登録を取消すものとする。

ア 提供事業者から登録の取消しの申出があった場合。

イ 返礼品等が「3 返礼品等の登録の要件」を満たさなくなった場合。

ウ イに掲げるもののほか、返礼品等が寄附者又は本市に損害を及ぼすおそれが発生した場合。

エ 返礼品等の品質等に対し寄附者から苦情が寄せられ、提供事業者に責任があると本市が判断した場合。

(2) (1)に掲げる場合のほか、一定期間、寄附者への提供がない場合は、本市は返礼品等の登録を取消することができるものとする。

7 提供事業者の登録の取消し

次の事項のいずれかに該当する場合は、提供事業者の登録を取消すものとする。

(1) 提供事業者から登録の取消しの申出があった場合。

(2) 提供事業者が「2 提供事業者の登録の要件」を満たさなくなった場合。

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、ふるさと寄附金事業の運用に重大な支障をきたす行為があった場合。

8 個人情報の取扱い

提供事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについ

て関係法令等を遵守しなければならない。

9 同意事項

提供事業者は、次の事項に同意するものとする。

- (1) 提供事業者は、寄附者からの返礼品等に関する苦情、事故又はトラブル等について真摯に対応し、その解決に努めること。なお、その対応の内容等について、本市及び運営事業者へ速やかに報告すること。
- (2) 提供事業者は、天災等により、寄附者から申込みのあった返礼品等について提供できなくなった場合には、速やかに本市及び運営事業者と調整すること。
- (3) 返礼品等に関する品質や発送物の間違い等による補償やクレーム対応について、本市は一切の責任を負わないこと。
- (4) 提供事業者は、損害賠償責任が生じた場合は適切に対応すること。
- (5) 提供事業者は、返礼品等のポータルサイトへの掲載及び発送等について、運営事業者の指示に従い、必要な手続及び運用を行うこと。
- (6) 返礼品等の代金は、運営事業者から提供事業者の指定する口座に振り込むこと。なお、振込手数料は提供事業者が負担すること。
- (7) 提供事業者は、本市からふるさと寄附金事業に関する資料を求められた場合には、速やかに提出すること。
- (8) 本市が必要と判断した場合には、本市職員が返礼品等の生産拠点等を訪問し製造及び加工等の作業の状況を確認すること。
- (9) 本市が、ふるさと寄附金事業に係わり、本市の広報媒体及びポータルサイトに、返礼品等の名称及び画像並びに提供事業者の名称を掲載すること。
- (10) 本市が、次のいずれかに該当する返礼品等について、本市の広報媒体及びポータルサイトに優先的に掲載する場合があること。

ア 寄附者から多くの提供の申込みを受けたもの

イ 寄附の募集事業に係る関係性のあるもの

ウ 本市の事業について宣伝する効果を高めるもの

10 その他

- (1) この方針は、令和4年11月21日から実施する。
- (2) この方針は、国の法令等の制定、改正又は廃止に合わせて見直しを行うこととする。